

【「新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業」関係個所のみ抜粋】
令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第9版）

令和4年4月1日	第1版
令和4年5月18日	第2版
令和4年7月6日	第3版
令和4年9月22日	第4版
令和4年10月5日	第5版
令和4年10月28日	第6版
令和4年12月12日	第7版
令和4年12月27日	第8版
令和5年1月23日	第9版

7 個別接種促進のための支援のうち、病院が特別な接種体制を確保した場合に医師等1人1時間あたり一定額の支援が受けられますが、「看護師等」の等には、受付等の会場運営に係る事務職員も対象となりますでしょうか。

(答)

- 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と異なり、当該事業は、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方であれば、事務職員も対象となります。ただし、対象となる日は、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの期間中に4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上／日の接種を行った日の業務に限ります。

8 7を満たす場合、50回以上の接種を行った週に属する日で、50回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となるか。

(答)

- 50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの期間中に4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上／日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。

9 個別接種促進のための支援のうち、診療所への接種回数に応じた加算について、週100回以上の接種を行った週が4週以上ある場合に達成となり、加算されますが、4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるでしょうか。

(答)

- 対象となりません。

10 診療所において週100回以上行った場合の支援について、要件を満たした場合、その週の1回目接種から対象となるのでしょうか（101回目からが対象ではないことの確認）。

(答)

- お見込みのとおりです。

1 2 1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか教えてください。

(答)

- 日曜日から土曜日で算定することとしています。
ただし、年度末においては、3月26日(日)～3月31日(金)をもって1週と取り扱います。

1 3 50回/1日を計算するにあたって、深夜12時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればいいですか。

(答)

- 1日の考え方は、0時から24時までで、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。

1 4 診療所や病院での接種実績には、予診のみとなった場合も含めていいでしょうか。

(答)

- 当該事業は、接種回数に対する財政支援のため、予診のみの場合は実績には含めないでください。(接種対策負担金の時間外・休日加算とは取扱いが異なります。)

1 6 個別接種促進のための支援について、令和4年4月から令和5年3月までに4週間以上行えば要件を満たすことになるのか。

(答)

- 4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれにおいて、当該期間内に要件を満たす週が4週間以上ある場合に支援の対象となります。
- 例えば、4月・5月中に4週を満たしたものの、6月・7月中には4週に満たなかった場合は、前者(4月・5月中)は支援の対象ですが、後者(6月・7月中)は支援の対象になりません。

1 7 個別接種促進のための支援について、指定された期間の最終週は次月の第1週目を含むこととなるが、算定期間の最終日は、月の末日か、それとも最終週が属する土曜日のいずれか。

(答)

- 以下のとおりお示しします。
 - 4月・5月：4月1日(金)～6月4日(土)
 - 6月・7月：6月5日(日)～8月6日(土)
 - 8月・9月：8月7日(日)～10月1日(土)
 - 10月・11月：10月2日(日)～12月3日(土)
 - 12月・1月：12月4日(日)～2月4日(土)
 - 2月・3月：2月5日(日)～3月31日(土)
- また、病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援については、11月30日(水)が終期となります。

～～～ 以下は10月以降の取組についてです。 ～～～

29 個別接種促進のための支援を受けるに当たって必要な取組として、10月以降の取組に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」することを追加した意図はなにか。

(答)

- 新型コロナワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の協力を求める趣旨です。

30 本支援における時間外、夜間及び休日の定義は。

(答)

- 以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。
時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日にも休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）
- ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。
- また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）

31 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。

(答)

- ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含まれます。
- また、週に100回（150回）以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。
- なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

3 2 個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。

(答)

- 週100回（150回）以上の接種行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。
- また、50回以上／日の接種を行った場合に10万円交付する支援については、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

3 3 週に100回（150回）、1日50回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。

(答)

- 支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

3 4 病院が50回以上／日の接種を行った場合に10万円交付する支援について、11月末で支援を終了する理由は。

(答)

- オミクロン株対応2価ワクチンの接種においては、9月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えるところ、年内までにすべての希望者に確実に接種していただくため、本支援については11月までにすることで接種の促進を図ることとしました。

3 5 病院が特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援についても11月で終了となるのか。

(答)

- 特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12月以降も引き続き実施して参ります。

3 6 病院が特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。

(答)

- 従前のおりのままです。本支援については、令和4年10月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。